当裁判所昭和二七年(オ)第四四七号建物引渡請求事件につき、当裁判所が昭和 二九年四月二〇日言渡した判決に対し、抗告人から抗告の申立があつたが、当裁判 所の判決に対しては抗告は許されないものであるから、裁判官全員の一致で、次の とおり決定する。(なお異議の申立と見ても理由なきものである)。

主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

昭和二九年五月二八日

最高裁判所第三小法廷

登			上	井	裁判長裁判官
保				島	裁判官
Ξ		俊	林	/]\	裁判官
郎	太	善善	村	本	裁判官